

議案第 22 号

専決処分の承認を求めることについて（４）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、羽生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

平成 29 年 6 月 13 日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明

(別 紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、羽生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を専決処分する。

平成29年3月31日

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明

## 羽生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

羽生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成27年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表備考第6項第2号中「半額」を「3,000円」に改め、同表備考第8項第2号中「限る」の次に「。以下同じ」を、「半額」の次に「(2の表において、階層区分の欄C5に該当する世帯の場合にあっては、6,000円)」を加える。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の羽生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用者負担額について適用し、同日前の利用者負担額については、なお従前の例による。